
*
* 柏原市議会定例会議案 *
*
* 平成 2 8 年 第 4 回 *
*

(平成 2 8 年 1 2 月 1 日)

目 次

平成28年12月1日 定例会

議案等番号	議 案 等 名	ページ
議案第52号	財産の取得について	1
議案第53号	公の施設（柏原市立市民プラザ及び柏原つどいの広場）の指定管理者の指定について	2
議案第54号	柏原市農業委員会の選挙による委員の定数条例等の一部改正について	3
議案第55号	雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	6
議案第56号	柏原市市税条例の一部改正について	13
議案第57号	柏原市放課後児童会条例の一部改正について	19
議案第58号	平成28年度柏原市一般会計補正予算（第6号）	21
議案第59号	平成28年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）	41
議案第60号	平成28年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	46
議案第61号	平成28年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	51

議案第52号

財産の取得について

次のとおり土地を取得する。

平成28年12月1日提出

柏原市長 中野 隆 司

記

- 1 土地の所在地及び面積
所在地 柏原市国分本町7丁目927番1
面積 6,573.68平方メートル
- 2 取得の目的 国分中学校グラウンド整備事業用地
- 3 取得の方法 随意契約
- 4 取得価額 金314,221,904円並びに柏原市土地開発公社
が先行取得した日から柏原市が取得する日までの利子所
要額及び事務費相当額
- 5 取得の相手方 柏原市安堂町1番55号
柏原市土地開発公社
理事長 奥田 隆一

議案第53号

公の施設（柏原市立市民プラザ及び柏原つどいの広場）の指定管理者の
指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定について、
同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年12月1日提出

柏原市長 中野隆司

記

1 指定管理者に管理させる公の施設の名称

柏原市立市民プラザ

柏原つどいの広場

2 指定管理者となる団体名

ビューテック株式会社

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第54号

柏原市農業委員会の選挙による委員の定数条例等の一部改正について

柏原市農業委員会の選挙による委員の定数条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年12月1日提出

柏原市長 中野隆司

柏原市条例第 号

柏原市農業委員会の選挙による委員の定数条例等の一部を改正する条例

(柏原市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正)

第1条 柏原市農業委員会の選挙による委員の定数条例(昭和32年柏原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

柏原市農業委員会の委員等の定数を定める条例

本則中「農業委員会等に関する法律」を「この条例は、農業委員会等に関する法律」に、「第7条第1項」を「第8条第2項及び第18条第2項」に、「により」を「に基づき」に、「選挙による委員」を「委員及び農地利用最適化推進委員」に、「は、15人」を「を定めるもの」に改め、本則を第1条とし、同条に見出しとして「(趣旨)」を付し、同条の次に次の2条を加える。

(委員の定数)

第2条 委員の定数は、14人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 農地利用最適化推進委員の定数は、4人とする。

(非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年柏原市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表の3の表中

「

スポーツ推進委員	〃 35,000円	〃
----------	-----------	---

」

を

「

スポーツ推進委員	〃 35,000円	〃
農地利用最適化推進委員	〃 150,000円	〃

」

に改める。

(議会等に出頭した関係人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第3条 議会等に出頭した関係人等の実費弁償に関する条例(昭和37年柏原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。

第2条第3項中「。以下「旅費条例」という。」を削る。

第4条中「第1条に規定する者以外のもの」を「関係人等以外の者」に、「旅行を必要とする者(以下「旅行者」という。)」を「出頭した証人、参考人等」に、「旅行に要する」を「出頭に要した」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(柏原市農業委員会の選挙による委員の定数条例及び非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の柏原市農業委員会の委員等の定数を定める条例の規定及び第2条の規定による改正後の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任する柏原市農業委員会の委員の任期満了の日(選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日)の翌日から適用する。

議案第 55 号

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

平成 28 年 12 月 1 日提出

柏原市長 中野隆司

柏原市条例第 号

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和33年柏原市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項ただし書中「雇用保険法」を「同法」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項各号列記以外の部分中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第10条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)及び」を加え、「これらの規定による」を「第7項又は第8項の規定により」に改める。

第12条第1項及び第12条の3第1項中「禁錮」を「禁錮」に改める。
(水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年柏原市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「(昭和25年法律第261号)」を削り、同項第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第13条第1項中「勤勉手当は、」の次に「6月及び12月に」を加える。

第14条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第6項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第7項中「又は前項」を削り、「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同条第10項中「その者の」を「その者が」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項ただし書中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 前項の規定は、第5項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（同項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（同項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、前項中「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは、「就業促進手当」と読み替えるものとする。

(柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年柏原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第1号中「(昭和25年法律第261号)」を削り、同項第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第16条第1項中「勤勉手当は、」の次に「6月及び12月に」を加える。

第17条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第6項中「第38条第1項各号のい

ずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第7項中「又は前項」を削り、「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同条第10項中「その者の」を「その者が」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項ただし書中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 前項の規定は、第5項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（同項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（同項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、前項中「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは、「就業促進手当」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例（以下この条において「退職手当条例」という。）第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、第1条の規定による改正後の退職手当条例（以下この条において「新条例」という。）第10条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における退職手当条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（平成29年1月1日以前の在職期間を有する者

にあつては、同日以後の職員としての引き続いた在職期間)」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（平成29年1月1日前の在職期間を有する者にあつては、同月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が平成29年1月1日前である場合にあつては、0））」とする。

2 新条例第10条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為について、第1条の規定による改正前の退職手当条例（以下この項及び第4項において「旧条例」という。）第10条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 新条例第10条第15項において準用する同条第11項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する退職手当条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する退職手当条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 第2条の規定による改正後の水道事業及び下水道事業の企業職員の給

与の種類及び基準に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第14条第7項（求職活動支援費に係る部分に限り、同条第8項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下この条において「水道給与条例」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）であつて求職活動に伴い施行日以後に雇用保険法第59条第1項各号に規定する行為（当該行為について、第2条の規定による改正前の水道給与条例（以下この項及び第3項において「旧条例」という。）第14条第7項の規定による広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第14条第5項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第14条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

2 新条例第14条第8項において準用する同条第7項（就業促進手当に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する水道給与条例第14条第7項に規定する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例第14条第5項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新条例第14条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する水道給与条例第14条第7項に規定する移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 第3条の規定による改正後の柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第17条第

7項（求職活動支援費に係る部分に限り、同条第8項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下この条において「病院給与条例」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）であって求職活動に伴い施行日以後に雇用保険法第59条第1項各号に規定する行為（当該行為について、第3条の規定による改正前の病院給与条例（以下この項及び第3項において「旧条例」という。）第17条第7項の規定による広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第17条第5項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第17条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

2 新条例第17条第8項において準用する同条第7項（就業促進手当に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する病院給与条例第17条第7項に規定する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例第17条第5項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第17条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する病院給与条例第17条第7項に規定する移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第56号

柏原市市税条例の一部改正について

柏原市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年12月1日提出

柏原市長 中野隆司

柏原市条例第 号

柏原市市税条例の一部を改正する条例

柏原市市税条例(平成2年柏原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第18条の4第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第18条の4第1項」を「附則第18条の5第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第18条の4第1項」を「附則第18条の5第1項」に改め、同項第3号中「附則第18条の4第1項」を「附則第18条の5第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に改め、同項第4号中「附則第18条の4第1項」を「附則第18条の5第1項」に改め、同条第3項中「第17条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第18条の4第3項」を「附則第18条の5第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第18条の4第3項」を「附則第18条の5第3項後段」に改め、「、第22条の3第1項中「第17条第4項」とあるのは「附則第18条の4第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第18条の4第3項」を「附則第18条の5第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第18条の4第3項」を「附則第18条の5第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第18条の4第3項」を「附則第18条の5第3項前段」に改め、同条を附則第18条の5とし、附則第18条の3の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に

対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第17条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第21条から第22条の2まで、第22条の3第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第22条の2、第22条の3第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第23条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法

第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第17条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第25条第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第26条第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第21条から第22条の2まで、第22条の3第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第22条の2、第22条の3第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第23条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の柏原市市税条例附則第18条の4の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

議案第 57 号

柏原市放課後児童会条例の一部改正について

柏原市放課後児童会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 12 月 1 日提出

柏原市長 中 野 隆 司

柏原市条例第 号

柏原市放課後児童会条例の一部を改正する条例

柏原市放課後児童会条例（平成25年柏原市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「8月11日」を「8月12日」に改める。

別表中「90人」を「120人」に、「80人」を「120人」に、「45人」を「80人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第58号

平成28年度柏原市一般会計補正予算（第6号）

平成28年度柏原市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ373,826千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,465,071千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

平成28年12月1日提出

柏原市長 中野隆司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		4,745,354	309,031	5,054,385
	1 国庫負担金	3,754,436	29,290	3,783,726
	2 国庫補助金	968,341	279,741	1,248,082
14 府支出金		1,672,011	14,821	1,686,832
	1 府負担金	1,113,156	14,645	1,127,801
	2 府補助金	405,468	176	405,644
18 諸収入		2,085,432	△ 149,873	1,935,559
	5 雑入	1,384,963	△ 149,873	1,235,090
19 市債		1,611,823	5,400	1,617,223
	1 市債	1,611,823	5,400	1,617,223
20 繰越金		0	194,447	194,447
	1 繰越金	0	194,447	194,447
歳入合計		26,091,245	373,826	26,465,071

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,133,148	3,745	3,136,893
	1 総務管理費	2,463,761	3,745	2,467,506
3 民生費		11,659,213	349,092	12,008,305
	1 社会福祉費	5,242,533	341,356	5,583,889
	2 児童福祉費	3,864,167	7,736	3,871,903
4 衛生費		2,103,191	3,053	2,106,244
	2 清掃費	1,133,579	3,053	1,136,632
8 消防費		839,309	10,611	849,920
	1 消防費	839,309	10,611	849,920
9 教育費		2,310,407	7,325	2,317,732
	3 中学校費	293,481	5,500	298,981
	4 幼稚園費	264,636	1,825	266,461
歳出合計		26,091,245	373,826	26,465,071

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
柏原市立市民プラザ 及び柏原つどいの広場 指定管理に係る経費	平成28年度から 平成31年度まで	柏原市が協定期間中において 指定管理者へ支払う指定管理料
スクールバス運行に係る経費	平成28年度から 平成29年度まで	16,000千円

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
社会福祉施設整備事業	21,400	26,800

平成 2 8 年度柏原市一般会計補正予算（第 6 号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 13 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
13		国庫支出金	4,745,354	309,031	5,054,385			
	1	国庫負担金	3,754,436	29,290	3,783,726			
		1 民生費国庫負担金	3,750,841	29,290	3,780,131			
						1 社会福祉費負担金	29,290	障害者医療費（更生医療）負担金 7,500 障害児支援給付費負担金 21,790

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明	
						区	分			金
2	1	国庫補助金	968,341	279,741	1,248,082					
		総務費国庫補助金	19,433	172	19,605	1	総務管理費補助金	172	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	
		2	民生費国庫補助金	572,563	279,111	851,674	1	社会福祉費補助金	279,111	臨時福祉給付金等事務費補助金 24,111 経済対策臨時福祉給付金事業費補助金 255,000
		5	教育費国庫補助金	94,105	458	94,563	3	幼稚園費補助金	458	幼稚園就園奨励費補助金

(款) 14 府支出金

(項) 1 府負担金

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
14		府支出金	1,672,011	14,821	1,686,832				
	1	府負担金	1,113,156	14,645	1,127,801				
	1	民生費府負担金	1,111,359	14,645	1,126,004				
						1 社会福祉費負担金	14,645	自立支援医療（更生医療）負担金	3,750
							障害児支援給付費負担金	10,895	

(項) 2 府補助金

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
	2	府補助金	405,468	176	405,644				
	2	民生費府補助金	378,941	176	379,117				
						1 社会福祉費補助金	176	訪問看護利用料助成事業補助金	

(款) 18 諸収入

(項) 5 雑入

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
18		諸収入	2,085,432	△ 149,873	1,935,559				
	5	雑入	1,384,963	△ 149,873	1,235,090				
	2	雑入	1,384,413	△ 149,873	1,234,540				
						1 雑入	△ 149,873	その他雑入	

(款) 19 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
19		市債	1,611,823	5,400	1,617,223				
	1	市債	1,611,823	5,400	1,617,223				
	1	民生債	21,400	5,400	26,800				
						1 児童福祉債	5,400	民間保育園建設等補助事業債	

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明	
						区	分			金
20		繰越金	0	194,447	194,447					
	1	繰越金	0	194,447	194,447					
		1	繰越金	0	194,447	194,447				
							1 繰越金	194,447	前年度繰越金 (平成27年度剰余金)	

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
2		総務費	3,133,148	3,745	3,136,893		3,745				
	1	総務管理費	2,463,761	3,745	2,467,506		3,745				
		1 一般管理費	1,263,922	850	1,264,772		850				
								12 役務費	850	6	総務課事務費 通信運搬費
	9	情報管理費	169,674	2,895	172,569		2,895				
								13 委託料	2,895	2	システム管理運営費 システム改良改修委託料

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3		民生費	11,659,213	349,092	12,008,305	323,308	25,784			
	1	社会福祉費	5,242,533	341,356	5,583,889	323,308	18,048			
		2 障害福祉費	76,187	483	76,670	国庫支出金	221			
						86		13 委託料	130	1 障害福祉推進事業
						府支出金		20 扶助費	353	障害福祉システム改 修委託料 130
						176				4 障害者援護事業 重度身体障害者訪問 看護利用費助成 353

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
		3	障害者自立 支援費	1,303,458	58,580	1,362,038	国庫支出金 29,290 府支出金 14,645	14,645	20 扶助費	58,580	1 障害者自立支援給付等事業 自立支援医療費給付 費(更生医療) 15,000 3 障害児支援事業 障害児通所支援等給 付費 43,580
		10	介護保険福 祉費	966,969	2,711	969,680		2,711	28 繰出金	2,711	2 介護保険事業会計繰出金 介護保険事業会計繰出金
		11	後期高齢者 医療保険福 祉費	833,437	471	833,908		471	28 繰出金	471	2 後期高齢者医療事業会計繰出 金 事務費繰出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区 分	金 額		
12 臨時福祉給 付金等事業 費	427,398	279,111	706,509	国庫支出金 279,111					
						9 旅費	23	経済対策臨時福祉給付金給付	
						11 需用費	483	事業	
						12 役務費	7,126	普通旅費	2
						13 委託料	16,500	消耗品費	19
						19 負担金、補 助及び交付 金	255,000	印刷製本費	464
								通信運搬費	5,241
								手数料	1,885
								経済対策臨時福祉給 付金給付業務委託料	16,500
								経済対策臨時福祉給 付金	255,000

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明	
						特定財源	一般財源	区	分			金
	2	児童福祉費	3,864,167	7,736	3,871,903		7,736					
		1 児童福祉総務費	291,633	7,736	299,369		7,736					
								23 償還金、利 子及び割引 料	7,736	5	こども政策課事務費 平成27年度国庫補 助金返還金 平成27年度府補助 金返還金	5,690 2,046

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
4		衛生費	2,103,191	3,053	2,106,244		3,053			
	2	清掃費	1,133,579	3,053	1,136,632		3,053			
		1 清掃総務費	807,735	3,053	810,788		3,053			
								19 負担金、補助及び交付金	3,053	7 柏羽藤環境事業組合負担金

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
8		消防費	839,309	10,611	849,920		10,611			
	1	消防費	839,309	10,611	849,920		10,611			
		1 常備消防費	783,753	10,611	794,364		10,611			
								19 負担金、補助及び交付金	10,611	2 柏羽藤消防組合負担金

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
9		教育費	2,310,407	7,325	2,317,732	458	6,867			
	3	中学校費	293,481	5,500	298,981		5,500			
		1 学校管理費	231,937	5,500	237,437		5,500			
								13 委託料	5,500	4 中学校施設整備事業 中学校空調設備設置工事設計 業務委託料

(項) 4 幼稚園費

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	4	幼稚園費	264,636	1,825	266,461	458	1,367			
		1 幼稚園費	264,636	1,825	266,461	国庫支出金	1,367			
						458		19 負担金、補助及び交付金	1,825	7 私立幼稚園就園補助事業 私立幼稚園就園奨励 費補助金 1,811 私立幼稚園保護者補 助金 14

議案第59号

平成28年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）

平成28年度柏原市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,354千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,695,789千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月1日提出

柏原市長 中野隆司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 諸 収 入		895,205	44,354	939,559
	3 雑 入	895,201	44,354	939,555
歳 入 合 計		11,651,435	44,354	11,695,789

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 諸 支 出 金		895,280	44,354	939,634
	1 償 還 金 及 び 算 金	5,853	44,354	50,207
歳 出 合 計		11,651,435	44,354	11,695,789

平成28年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 9 諸収入

(項) 3 雑入

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
9		諸収入	895,205	44,354	939,559			
	3	雑入	895,201	44,354	939,555			
		6 雑入	889,560	44,354	933,914			
						1 雑入	44,354	その他雑入

歳 出

(款) 10 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
10		諸支出金	895,280	44,354	939,634		44,354				
	1	償還金及び 還付加算金	5,853	44,354	50,207		44,354				
	5	償還金	2	44,354	44,356		44,354				
								23 償還金、利 子及び割引 料	44,354	1 償還金 国庫返還金	

議案第60号

平成28年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度柏原市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,834千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,122,014千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月1日提出

柏原市長 中野隆司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,240,976	1,123	1,242,099
	2 国庫補助金	213,753	1,123	214,876
6 繰入金		914,275	2,711	916,986
	1 一般会計繰入金	914,274	2,711	916,985
歳入合計		6,118,180	3,834	6,122,014

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		175,558	3,834	179,392
	1 総務管理費	126,469	3,834	130,303
歳出合計		6,118,180	3,834	6,122,014

平成28年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
2		国庫支出金	1,240,976	1,123	1,242,099			
	2	国庫補助金	213,753	1,123	214,876			
		4	介護保険事業費補助金	0	1,123	1,123		
						1 介護保険事業費補助金	1,123	介護保険制度改正に伴うシステム改修事業費補助金

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
6		繰入金	914,275	2,711	916,986			
	1	一般会計繰入金	914,274	2,711	916,985			
		4	その他一般会計繰入金	175,703	2,711	178,414		
						1 職員給与費等繰入金	2,711	職員給与費等繰入金

歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1		総務費	175,558	3,834	179,392	1,123	2,711			
	1	総務管理費	126,469	3,834	130,303	1,123	2,711			
		1 一般管理費	126,418	3,834	130,252	国庫支出金 1,123	2,711			
								13 委託料	3,834	1 一般管理費 介護保険制度改正に伴うシステム改修業務委託料

議案第61号

平成28年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度柏原市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,423千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ850,067千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月1日提出

柏原市長 中野隆司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		179,947	471	180,418
	1 一般会計繰入金	179,947	471	180,418
4 繰越金		0	24,952	24,952
	1 繰越金	0	24,952	24,952
歳入合計		824,644	25,423	850,067

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		10,689	471	11,160
	1 総務管理費	8,864	377	9,241
	2 徴収費	1,825	94	1,919
2 後期高齢者医療 広域連合負担金		808,945	24,952	833,897
	1 後期高齢者医療 広域連合負担金	808,945	24,952	833,897
歳出合計		824,644	25,423	850,067

平成28年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
2		繰入金	179,947	471	180,418			
	1	一般会計繰入金	179,947	471	180,418			
		一般会計繰入金	179,947	471	180,418	2 事務費繰入金	471	事務費繰入金

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
4		繰越金	0	24,952	24,952			
	1	繰越金	0	24,952	24,952			
		繰越金	0	24,952	24,952	1 繰越金	24,952	前年度剰余金

歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1	1	総務費	10,689	471	11,160		471			
		総務管理費	8,864	377	9,241		377			
		一般管理費	8,864	377	9,241		377			
								12 役務費	377	1 一般管理費 通信運搬費

(項) 2 徴収費

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	2	徴収費	1,825	94	1,919		94			
		1 徴収費	1,825	94	1,919		94			
								12 役務費	94	1 徴収費 通信運搬費

(款) 2 後期高齢者医療広域連合負担金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合負担金

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2		後期高齢者 医療広域連 合負担金	808,945	24,952	833,897	24,952				
	1	後期高齢者 医療広域連 合負担金	808,945	24,952	833,897	24,952				
		1 後期高齢者 医療広域連 合負担金	808,945	24,952	833,897	その他 24,952				
								19 負担金、補 助及び交付 金	24,952	1 後期高齢者医療広域連合負担 金 保険料等負担金